

原子力施設等におけるピックアップ  
(令和4年12月5日～12月11日)

令和4年12月14日  
原子力規制庁

○令和4年12月5日～12月11日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和4年12月5日～12月11日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるピックアップ  
該当なし

<その他>

関西電力株式会社高浜発電所1、2号機 海水電解装置建屋における火災について(12月9日発生)

(別紙)

関西電力株式会社からの報告の概要

## 高浜発電所 1、2号機 海水電解装置建屋における火災について

2022年12月12日  
関西電力株式会社

定期検査中の高浜発電所 1、2号機の海水電解装置建屋※（非管理区域・屋外）において、12月9日14時57分、火災報知器が発報し、同建屋内にいた現場作業員が直ちに消火を行うとともに、当社社員が119番通報し、その後、15時28分に消防署員により鎮火が確認されました。

なお、本件において負傷者は発生しておらず、環境への放射能の影響はありません。

現在、原因について調査を行っております。

※ 取水路から海水をポンプで汲み取り、電気分解し次亜塩素酸ナトリウムを作り、貝類などの海洋生物が循環水管等に付着することを防止する装置が設置されている建屋。

以 上

添付資料

高浜発電所 1、2号機 海水電解装置建屋における火災について

# 高浜発電所1、2号機 海水電解装置建屋における火災について

